

鳥取県体験作文等審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳥取県体験作文等審査委員会（以下「審査委員会」という。）に関し必要な事項について定める。

(審査委員会の機能)

第2条 審査委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1に基づき、心の輪を広げる体験作文及び障害者週間ポスターの知事表彰の被表彰作品の選考に関する事項を調査審議する。

なお、選考に当たっては別に定める審査要領に基づき行う。

(委員)

第3条 審査委員会の委員は7名以内とし、年度毎に、公募に応じた者、次に掲げる組織から推薦された職員並びに別に依頼する文学関係団体、デザイン関係団体及び報道機関から推薦された者のうちから知事が任命する。

- (1) 鳥取県福祉保健部
- (2) 鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課
- (3) 鳥取県社会福祉協議会

2 委員の任期は、当該年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 審査委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選で選出する。委員長は、審査委員会を統括する。

(庶務)

第5条 審査委員会の庶務は、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課において行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項については、その都度審査委員会で定める。

附 則

この要綱は、平成6年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年9月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年9月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月6日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年10月11日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に委員である者の任期は、平成26年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成27年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月20日から施行する。